

傷害保険契約における「外来の」事故該当性の判断基準

熊本大学法学部 遠山 聡

傷害保険契約における保険事故は、約款上、被保険者が急激かつ偶然の外来の事故によって身体に傷害を被ることであると定義され、ここから「急激性」「偶然性」「外来性」という傷害保険契約の保険事故の三要件が導かれる。生命保険契約に付帯される、いわゆる災害関係特約（傷害特約や災害割増特約など）の保険事故は、不慮の事故を直接の原因とする死亡または身体障害とし、不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故と定義されるが、保険事故の三要件に関する解釈については基本的に異なる。

上記傷害保険事故の三要件は、言うまでもなく、疾病や被保険者の故意による身体障害を保険保護の対象である「傷害」から除外することを目的とするものである。周知の通り、従来、このうち偶然性（偶発性）の要件に関しては、その立証責任の所在をめぐり、判例・学説上激しく議論されてきたところ、最高裁平成13年4月20日の各判決¹によって一応の決着をみたといえることができる。

外来性の要件は、身体障害が身体の内部的要因（疾病）ではなく、外部からの作用に原因があることを要求するものであるが、その該当性の判断をめぐっては少なからず紛争が生じている。傷害保険の保護の対象となる身体障害は、様々な要因が競合的に作用して発生することが少なくなく、また、身体障害発生 of 具体的状況が不明であるケースが少なくないということもあるが、その判断基準に関する約款解釈や保険者の査定実務が一般的顧客にとって必ずしも明確ではないこともあげられよう。本研究では、当該紛争事例の問題状況を整理した上で、外来性や傷害との因果関係の判断基準に関する判例理論や学説等の検討を行う。

問題状況は、一般に、先行する事故を原因として疾病等が発生し、結果的に身体障害が発生するケース（外来事故先行型）と、既存の疾病を原因として事故が発生し、結果的に身体障害が発生するケース（疾病先行型）とに整理される。と

¹ 民集 55 卷 3 号 682 頁（傷害保険）、判時 1751 号 171 頁（生命保険災害関係特約）。

りわけ問題であるのが后者であり、いわゆる入浴中の溺死はその典型である。このように、既存の疾病があるところに、発作や第三者の過失等がきっかけとなり、外来的要因と競合して身体障害が発生する場合には、外來性の不存、あるいは相当因果関係を欠くとの理由から保険金請求を認めないのが裁判例の一般的傾向である。しかしながら、疾病による発作だけでは通常は死亡の結果に至らないような場合には、傷害事故の発生を認めるべきであるとの指摘もあり、疾病等の内部的要因を含むとしても、傷害保険の保護の対象とすべき場合がありうることは少なくとも否定されないであろう。問題はそれをどのように理論的に明確化するかである。近時の判例においても、外來性や因果関係の有無の判断につき従来の裁判例の傾向とは相当程度異なる判断を示しており²、その妥当性を含め検討する。

なお、この点につき、ドイツの傷害保険約款（AUB）における外來性（von außen Wirken）の解釈については、被保険者の身体に作用して傷害を発生させた直接の原因が外部に存在している限り、外來性の要件を充足したものとし、それを実際に生じさせた原因が何であるかについては、免責事由の有無に関する判断で問題となるに過ぎないというのが一般的な理解である。すなわち、外來性の有無は傷害の前提条件として直接的原因であれば足り、因果関係の有無は約款所定の免責事由該当性の判断において考慮されるのである。

また、AUBには、被保険者に生じた傷害ないしその結果たる死亡について、被保険者の疾病が競合的に作用した場合には、保険給付を疾病の寄与分に応じて減額する旨の規定があり、わが国の裁判例においても、このような割合的因果関係による解決を認めたものがある³。その是非や判断基準等についてはさらに詳論を要するが、具体的事案においては合理的な解決を与えうる理論として重要な示唆となりうる。

² 最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁等。

³ 名古屋高金沢支判昭和62年2月18日判時1229号103頁。